## 産業廃棄物処理施設相続の届出申請書添付書類一覧

※申請書において「別紙参照」とした書類に加えて、以下の書類を添付すること。

	提出部類 正本 1部 副本 1部以上の指定する部数
No.	添付書類及びその内容
1	被相続人と届出者(相続人)の続柄を証する書類
	戸籍謄本等。
2	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法
_	を記載した書類(借入金がある場合はその返済計画及び収支計画)
	施行細則様式第10号によること。
3	資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額と納付額を示す書類、及び直前3年の
	確定申告書の写し。
	資産調書は細則様式第11号により作成し、必要に応じて記載内容を証する書面を添付すること。
	債務超過、施設設置に必要な資金が確保できていない、または新たに必要となる運転・維持管理費を賄える利益が計上で
	きていない場合は、経理的基礎の審査のために必要な追加書類を求める(表4-2参照)。
	所得税に関する書類(国税)は税務署発行の納税証明書(その1)。3年分を添付できない場合は、理由書、開業届出書写
	し等の追加書類を提出すること。
	確定申告書の写しについては、税務署の受付印が押印されたもので、第1表・2表(必要に応じその他の添付資料の写しの
	提出を求めることがある。)。修正申告がある場合は、修正申告書の写しとする。
4	相続人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
	住民票の写しは、本籍地(外国籍の方の場合は、国籍等)が記載されており、個人番号(マイナンバー)は記載されていない
	ものとする。   「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書  は、後見登記等に関する法律(平成 11 年法律第 152 号)
	「水平板後兄人及い板床在人に該当しない自の登記事項記明書」は、後兄登記寺に関する法律(平成 11 平広律第 102 芳)   第 10 条第 1 項に規定する、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を証する登記事項証明書をいい、東京・大阪法務
	局または各地方法務局に申請して発行を受けること。
	住民票の写し、登記事項証明書等の各種証明書等は発行日から3ヶ月以内のものであること。
5	申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能
	力を有しない未成年者)である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後
	見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注)
	住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書については、前項と同じ要件を満たすもの。
6	申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注)
	住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書については、前項と同じ要件を満たすもの。
	政令第6条の10に規定する使用人とは、使用人で次の①,②に掲げるものの代表者であるもの
	①本店又は支店(商人以外のものにあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
	②①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分
	若しくは再生の業にかかる契約を締結する権限を有する者を置くもの。
7	委任状
	届出者(相続人)でない者が提出する場合に必要。
8	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を誓約する書面(注4)
	施行細則様式第23号の2による。

- (注) 以下の許可証 (当該許可の日から起算して5年を経過しないものに限る。) の写しを添付 (提出時に原本を持参すること。) した場合は省略可とする。(法施行規則第11条第8項)
  - ① 産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証 (変更許可を含む) (「規則第9条の2第8項 (又は第10条の4第7項) の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。)
  - ② 特別管理産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証(変更許可を含む) (「規則第10条の12第2項(又は第10条の16第2項)の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。)
  - ③ 産業廃棄物処理施設設置許可(変更許可を含む) (「規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。)